

区民委員会報告資料

令和5年12月7日

報告事項件名	頁
1 暗証番号を使用しないマイナンバーカードの運用開始について	2
2 令和6・7年度後期高齢者医療保険料率の改定「算定案」について . . .	3

(区 民 部)

区民委員会報告資料

令和5年12月7日

件名	暗証番号を使用しないマイナンバーカードの運用開始について
所管部課名	区民部 個人番号カード交付・普及推進担当課
内容	<p>国において、施設入所や認知症などでマイナンバーカードに設定した暗証番号の管理に不安がある方のカード利用方法について検討を進めてきた。令和5年10月31日付、<u>暗証番号の設定を不要とするマイナンバーカード(以下、顔認証マイナンバーカードという。)</u>の運用について通知されたため、以下のとおり報告する。</p> <p>1 運用開始日 令和5年12月上旬 国から運用開始日に関する通知が届き次第、区議会へ情報連絡を行う。</p> <p>2 対象者 希望する方全員 ※認知症であること等の条件なし</p> <p>3 必要となる手続き 通常どおりマイナンバーカードの交付を受けた後、本人又は代理人が戸籍住民課又は区民事務所で設定の申し出を行う。</p> <p>4 顔認証マイナンバーカードで利用できるサービス (1) 健康保険証としての利用 (2) 医師・薬剤師との診療情報等の共有 (3) 各種窓口での本人確認書類としての利用 ※ 暗証番号の入力が必要となる以下のサービスは利用できない。 ①コンビニ交付 ②マイナポータル ③各種オンライン手続き など</p> <p>5 周知について 広報、ホームページ等により広く周知を行うほか、地域包括支援センターや介護事業所等の高齢者への支援機関を通じて周知を図る。</p>

区 民 委 員 会 報 告 資 料

令和5年12月7日

件 名	令和6・7年度後期高齢者医療保険料率の改定「算定案」について																											
所管部課名	区民部 高齢医療・年金課																											
内 容	<p>後期高齢者医療制度の保険料率は、2年毎に改定することとされており、東京都後期高齢者医療広域連合（以下、「都広域連合」という。）が令和6・7年度の保険料率の算定を進めている。令和5年11月14日に「算定案」が示されたため、以下のとおり報告する。</p> <p>1 保険料率の検討内容</p> <p>(1) 現行の保険料との比較（「特別対策あり」の場合）</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">一人当たり平均保険料額</td> <td>令和4・5年度 (現行)</td> <td colspan="2">令和6・7年度 (算定案)</td> </tr> <tr> <td>104,842円</td> <td colspan="2">113,774円 (8,932円増)</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>令和4・5年度 (現行)</td> <td>令和6年度 (算定案)</td> <td>令和7年度 (算定案)</td> </tr> <tr> <td>均等割額</td> <td>46,400円</td> <td>47,700円 (1,300円増)</td> <td>47,700円 (1,300円増)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">所得割率</td> <td rowspan="2">9.49%</td> <td>旧ただし書き所得 58万円以下</td> <td>9.74% (0.25pt増)</td> </tr> <tr> <td>旧ただし書き所得 58万円超</td> <td>10.00% (0.51pt増)</td> </tr> <tr> <td>一人当たり平均保険料額</td> <td>104,842円</td> <td>112,633円 (7,791円増)</td> <td>114,895円 (10,053円増)</td> </tr> </table> <p>※ 特別対策（都広域連合独自の施策を含む。）とは、保険料軽減のための経費を各市区町村が負担金（葬祭費・審査支払手数料・保険料未収金補填分・保険料所得割額減額分）として一般財源から支弁するもの。</p> <p>※ 旧ただし書き所得＝総所得金額等－43万円（基礎控除額） これが58万円以下の方は、令和6年度は制度改正の影響を受けないように配慮</p> <p>※ 年間保険料額比較（別紙1参照 P7）</p>			一人当たり平均保険料額	令和4・5年度 (現行)	令和6・7年度 (算定案)		104,842円	113,774円 (8,932円増)			令和4・5年度 (現行)	令和6年度 (算定案)	令和7年度 (算定案)	均等割額	46,400円	47,700円 (1,300円増)	47,700円 (1,300円増)	所得割率	9.49%	旧ただし書き所得 58万円以下	9.74% (0.25pt増)	旧ただし書き所得 58万円超	10.00% (0.51pt増)	一人当たり平均保険料額	104,842円	112,633円 (7,791円増)	114,895円 (10,053円増)
	一人当たり平均保険料額	令和4・5年度 (現行)	令和6・7年度 (算定案)																									
104,842円		113,774円 (8,932円増)																										
	令和4・5年度 (現行)	令和6年度 (算定案)	令和7年度 (算定案)																									
均等割額	46,400円	47,700円 (1,300円増)	47,700円 (1,300円増)																									
所得割率	9.49%	旧ただし書き所得 58万円以下	9.74% (0.25pt増)																									
		旧ただし書き所得 58万円超	10.00% (0.51pt増)																									
一人当たり平均保険料額	104,842円	112,633円 (7,791円増)	114,895円 (10,053円増)																									

【参考】（「特別対策なし」の場合）

一人当たり平均保険料額		令和４・５年度 （現行）	令和６・７年度 （算定案）	
		104,842円	119,254円 （14,412円増）	
		令和４・５年度 （現行）	令和６年度 （算定案）	令和７年度 （算定案）
均等割額		46,400円	49,900円 （3,500円増）	49,900円 （3,500円増）
所得割率	旧ただし書き所得 58万円以下	9.49%	10.11% （0.62pt増）	10.65% （1.16pt増）
	旧ただし書き所得 58万円超		10.65% （1.16pt増）	
一人当たり平均保険料額		104,842円	117,985円 （13,143円増）	120,499円 （15,657円増）

（２） 保険料算定のための基礎数値（推計）（別紙２参照 P 8）

	令和５年度	令和６年度	令和７年度
平均被保険者 （前年度比）	1,706,000人 （3.47%増）	1,760,000人 （3.17%増）	1,793,000人 （1.88%増）
医療給付費 （前年度比）	1,518,408百万円 （5.48%増）	1,573,479百万円 （3.63%増）	1,612,931百万円 （2.51%増）
一人当たり 医療給付費 （前年度比）	890,040円 （1.94%増）	894,022円 （0.45%増）	899,571円 （0.62%増）

（３） 保険料抑制対策

２年間で約２２０億円を各市区町村が負担することにより、年間保険料額を一人当たり５,４８０円抑制

ア 特別対策

- （ア） 葬祭費 約９１億円
- （イ） 審査支払手数料 約７８億円
- （ウ） 保険料未収金補填分 約４６億円

イ 保険料所得割額減額分（都広域連合独自の軽減）

所得割額を５０％、２５％軽減 約５億円

（４） 医療制度改正の影響

ア 出産育児一時金の負担増

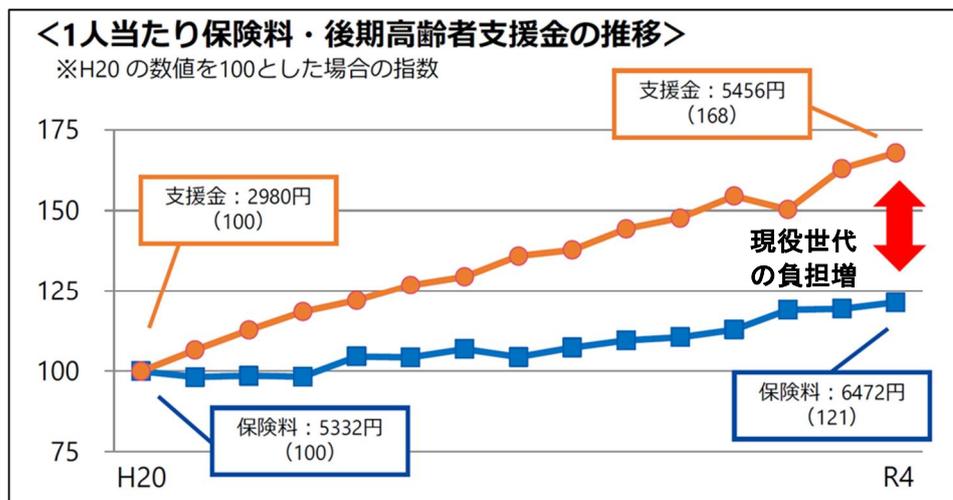
都広域連合への影響額 約２３億円（令和６・７年度）

イ 後期高齢者負担率の見直し

11.72% → （制度改正の影響を受ける所得層） 12.70%
（制度改正の影響を受けない所得層） 12.27%

※ 制度発足時から現時点まで比較すると、後期高齢者が負担してい

る保険料は1.21倍であるが、現役世代からの支援金は、1.68倍となっている。現役世代の負担軽減を目的に、一定所得以上の高齢者に負担を求めるもの。



出典：厚生労働省ホームページ

ウ 所得係数及び均等割額と所得割額の賦課割合

(ア) 所得係数は1.59 (推計)

(イ) 均等割額と所得割額の賦課割合

【現 行】 38.61 (均等割額) : 61.39 (所得割額)

↓

【算定案】 36.73 (均等割額) : 63.27 (所得割額)

※ 低所得者層における保険料率上昇の抑制効果がある。

エ 賦課限度額の引き上げ

66万円から80万円に引き上げ。ただし、激変緩和措置として令和6年度は73万円 (令和6年度に被保険者になる方を除く)。

(5) 今後想定される保険料率の主な増減要因

- ア 後期高齢者負担率の変更
- イ 出産育児一時金の財政規模確定
- ウ 所得係数 (均等割額と所得割額の賦課割合) の変動
- エ 診療報酬改定
- オ 被保険者数、医療給付費等見込数の精査
- カ 剰余金の精査 (算定案では250億円を支出見込)

2 今後のスケジュール

令和6年1月	都広域連合より保険料率最終案の提示
1月下旬	都広域連合議会における保険料率の議決
2月	都広域連合の規約変更について区議会に上程

	3 今後の方針
--	----------------

都広域連合による今後の保険料率改定作業の動向を注視していく。

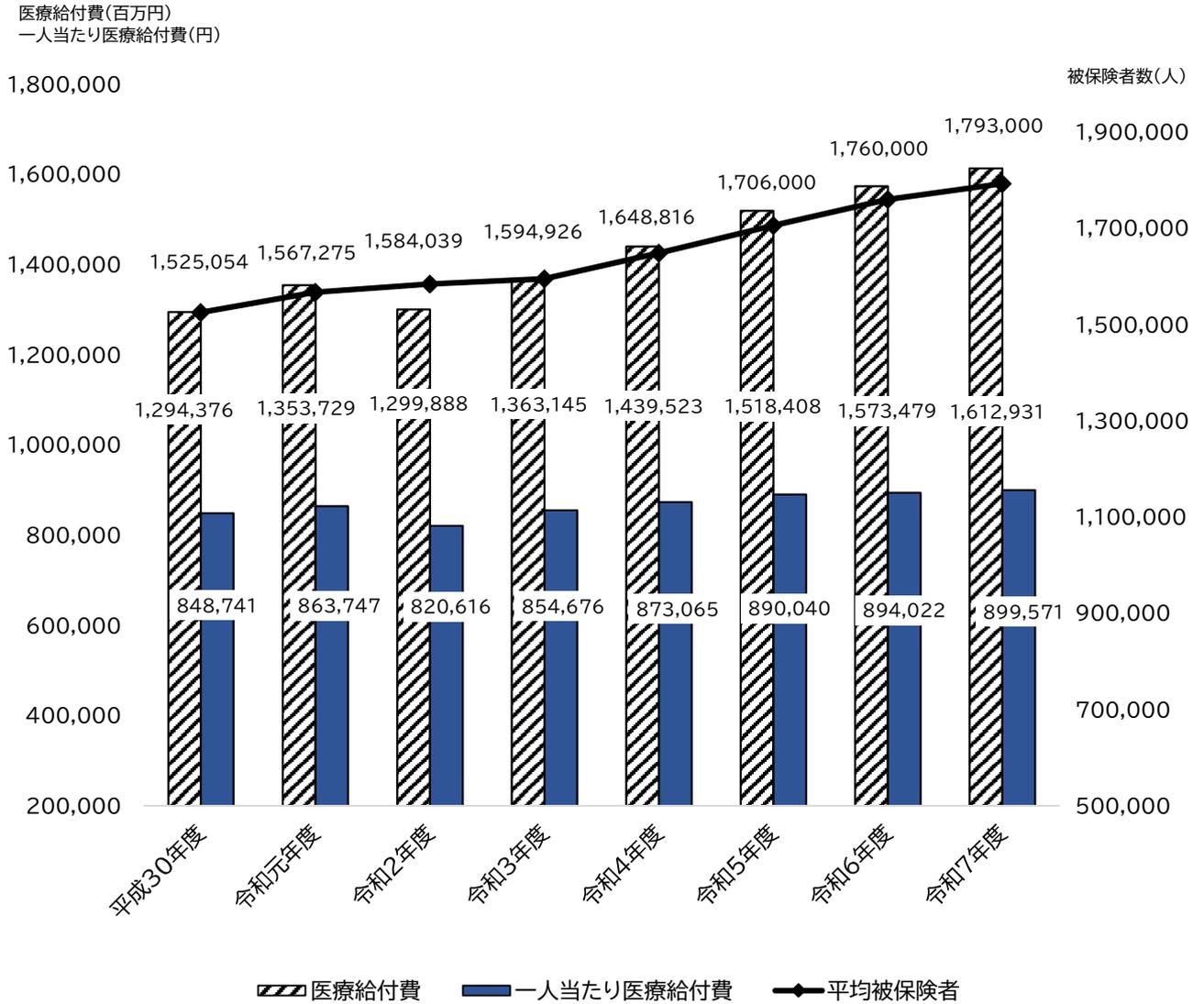
年間保険料額比較（公的年金収入のみの単身者で試算）

	公的年金 収入額	R 5 年度 保険料額	R 6 年度			R 7 年度		
			保険料額	増減額	増減率	保険料額	増減額	増減率
均等割額の自然増のみ	80 万円	13,900 円	14,300 円	400 円	2.9%	14,300 円	400 円	2.9%
	153 万円	13,900 円	14,300 円	400 円	2.9%	14,300 円	400 円	2.9%
均等割額及び令和6年度の所得割額は自然増のみ	168 万円	21,000 円	21,600 円	600 円	2.9%	21,800 円	800 円	3.8%
	173 万円	37,400 円	38,400 円	1,000 円	2.7%	38,800 円	1,400 円	3.7%
	196 万円	64,000 円	65,700 円	1,700 円	2.7%	66,800 円	2,800 円	4.4%
	211 万円	92,100 円	94,600 円	2,500 円	2.7%	96,100 円	4,000 円	4.3%
	219 万円	99,700 円	104,100 円	4,400 円	4.4%	104,100 円	4,400 円	4.4%
	240 万円	128,900 円	134,700 円	5,800 円	4.5%	134,700 円	5,800 円	4.5%
	400 万円	264,100 円	277,200 円	13,100 円	5.0%	277,200 円	13,100 円	5.0%
880 万円	660,000 円	695,200 円	35,200 円	5.3%	695,200 円	35,200 円	5.3%	
917 万円	660,000 円	730,000 円	70,000 円	10.6%	730,300 円	70,300 円	10.7%	
991 万円	660,000 円	730,000 円	70,000 円	10.6%	800,000 円	140,000 円	21.2%	

【激変緩和措置】

- 1 賦課限度額はR 6 年度7 3 万円、R 7 年度8 0 万円
- 2 1 5 3 万円以下の方は、制度改正の影響を受けない。
- 3 1 5 3 万円超 2 1 1 万円以下の方は、令和6 年度のみ制度改正の影響を受けない。

被保険者数、医療給付費の推移



- ※ 令和5・6・7年度は推計値
- ※ 医療給付費百万円未満は四捨五入
- ※ 一人当たり医療給付費円未満は四捨五入